（第９号様式）

**確　　認　　書**

　相談者とマリッジサポーターは、以下の点について互いに了解のうえ、今後の結婚活動を二人三脚で進めていきます。

１　マリッジサポーターの活動に関すること

①　マリッジサポーターは、相談者の結婚活動をサポートし、相談者のお相手探しに努めるが、すぐに相手が紹介できるとは限らず、全く会えない場合もあること。

また、交際に至ったとしても必ずしも成婚まで結びつくものではないこと。

②　相談者とマリッジサポーターは、今後の活動を進めるにあたり、互いに相手の信

頼を裏切らないように誠意をもって行動すること。

③　お見合い後に発生したトラブルについては、相談者が当事者同士で解決するこ

と。

２　お世話やき活動の期間

①　マリッジサポーターは、書類が全てそろった日から１年を経過した時点で、原則としてお世話やき活動を終了すること。但し、マリッジサポーター及び相談者の双方が合意した場合、１度に限り１年間活動を延長することができる。

②　相談者の都合でお世話やき活動を中止したい時は、申し出により中止もしくは登

録を取り消すことができること。

③　相談者がマリッジサポーターとのルールを守らない場合等、１年を経過しなくとも理由を説明した上で、お世話やき活動を終了する場合があること。

④　相談者と連絡が取れなくなった場合は、市の判断で、登録を取り消すことがあること。

３　相談者として配慮すべきこと

①　相談者は、マリッジサポーターが善意で活動しているボランティアであることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと（マリッジサポーターから電話があった場合に電話のかけ直しをする、お見合い時のお茶代は相談者が支払うなど配慮すること）。

　②　相談者とマリッジサポーターは、お互いの問いかけに対して、スムーズな対応を心掛けること。

③　相談者は、お見合い後に交際に至った場合、その後の状況について、自ら随時マリッジサポーターに報告すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２枚中、１枚目です）

４　個人情報の取り扱い

　①　相談者は、マリッジサポーター及び福島市定住交流課が運用する相談者情報一覧に相談者情報登録書（自己申告書）の相談者プロフィールの掲載及び他の相談者が閲覧することに同意すること。また、顔写真をお見合いを検討している相手方へ公開することに同意すること。

　　※なお、相談者情報一覧に掲載する情報は、氏名、生年月日、住所、連絡先、勤務先等の個人の特定に繋がる情報は除くものとする。

②　相談者は、マリッジサポーターとの結婚活動により知り得た情報及び事項について、第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

③　マリッジサポーターは、活動に際して得た個人情報について、相談者に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

④　お世話焼き活動の終了後は、申込書類（第６号～第９号様式）は、市が責任を持って廃棄すること。

相　談　者

マリッジサポーター

　　　　　年　　　月　　　日

* **２部作成し、マリッジサポーターと相談者それぞれが１部ずつ保管してください**

　（２枚中、２枚目です）